

## 第121回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成30年4月20日（金）14:00～14:55

2 場 所 総務省第二庁舎 6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、川崎 茂、西郷 浩、嶋崎 尚子、  
白波瀬 佐和子、関根 敏隆、中村 洋一、野呂 順一

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：阪本統計企画管理官

4 議 事

- (1) 部会の審議状況について
- (2) 諒問第113号「中間年における経済構造統計の整備について」（その2）
- (3) 統計委員会専門委員の発令について
- (4) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻を少し過ぎていますけれども、ただ今から第121回統計委員会を開催いたします。本日は、河井委員、清原委員、永瀬委員、宮川委員が御欠席です。開催に当たりまして、事務局に人事異動がありましたので、紹介いたします。統計委員会担当室の櫻川室長です。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 櫻川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員長 それでは議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から確認をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 ではお手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。本日は、部会報告が1件、諮問が1件です。まず産業統計部会・サービス統計・企業統計部会（合同部会）の審議状況の資料が資料1、諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備について」（その2）の資料が資料2、このほか、統計委員会新任専門委員の資料が資料3です。

資料の説明は以上です。

○西村委員長 それでは、議事に入ります。まず、諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備について」（その1）の部会報告です。

この諮問は先月の統計委員会において、基幹統計の再編について「その1」として諮問されたもので、本日、基幹統計調査の再編が「その2」として諮問されることになっています。そこで本日は「その1」を受けて行われた部会報告を先に行いまして、その後で「その2」の諮問について議題としたいと思います。

では部会の審議状況について、西郷部会長から御報告をお願いいたします。

○西郷委員 それでは報告をさせていただきます。

今、委員長から御案内がありましたように、中間年における経済構造統計の整備に関する部会の審議状況について資料1に基づいて報告をいたします。

今回の諮問案件は、複数の基幹統計や基幹統計調査の統合・再編を一括して諮問されていることから、産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会として審議を進めています。進行・司会は私が行っています。

まず今、「その1」「その2」と委員長から御案内がありましたけれども、なぜ分かれているのかということについて簡単に説明しますと、今回は統計法の何々統計に当たる部分と、何々統計を作る手段としての何々調査に係る部分の2つの諮問が含まれております。通常は何々統計の部分は変更がなくて、何々調査の部分の変更等を審議するという形になっているのですけれども、その統計法の立て付けに合わせて、今回は「その1」の部分で何々統計に係る部分の審議をさせていただいて、何々調査に係る部分は「その2」で新たに諮問していただいて審議するという格好になっております。

まずは「その1」に関してですけれども、作成される統計の大枠である基幹統計の整備について4月3日に合同部会を開催しまして、概念的な整理をさせていただきました。それを実現するための調査に関しては、今日、私の報告の後に諮問がなされて、今後同じ合同部会で審議していくことになります。私の報告は「その1」に対応して行われた部会1回分についての中間的な報告となります。

まず「その1」に関する直接的な諮問の事項ですけれども、「工業統計」、「商業統計」及び「特定サービス産業実態統計」、簡略のために今後は「3統計」と呼ばせていただきます。その3統計を経済構造統計に発展的に統合・再編することに伴う個別の基幹統計としての指定解除について審議をいたしました。

今まで、「工業統計」、「商業統計」、「特定サービス産業実態統計」と行われていたものが、「経済構造統計」の中に組み込まれるという格好になります。

イメージ図が資料1の別紙1にございますのでそちらを御覧ください。1枚めくつていただいて、2枚目が別紙1となります。

現状においては、工業統計と商業統計と特定サービス産業実態統計というものが、経済センサス・活動調査が5年に一度行われるその中間年に行われて、主要な産業別の実態を明らかにする統計として位置付けられているのですけれども、別紙1の下段になりますが、その3統計を経済構造統計に統合して、産業横断的な統計を作成・提供することが3統計の指定解除の具体的な内容になります。

1枚目に戻っていただきまして、資料1の1ページの上、「審議の状況」欄ですけれども、このような経緯を踏まえて、3つの統計が発展的に統合されるような形で経済構造統計の中に組み込まれるということから、3統計について個別に行っている基幹統計としての指定を解除することについては適当と整理しております。

そうすると、統合される先の経済構造統計の指定の内容についても、変更があり得るのではないかと思われるところですけれども、結論としては、こちらは変更する必要はないと整理しました。なぜかと言いますと、この経済構造統計は、作成目的がかなり広めに規定されております。また、今後整備される中間年の統計、3統計の指定の解除に伴って作られる新しい統計が、今後出てきますけれども、こちらが全産業の9割程度を押さえる形で充実が図られる。そうすることで、現行の経済構造統計の指定内容に矛盾が生じることもなく、それに包括されるものであろう。

そのようなことから、経済構造統計の指定の内容については特に変更しないものとして部会では整理をいたしました。

ただし、法律上の手続だけを見ると、3つの統計の指定解除だけが前面に出てきて、こちらが先ほど見ていただいた別紙1の図にあるように、発展的な統合、ないしは経済構造統計の内容の充実につながるのだということが見えない形になってしまいます。そのため、そこに関しては、発展的な統合であるということが分かるように、今回の改善が何を目的として、どのような経緯で指定の解除が行われて、結果として、どのような改善が図られているのかについては、答申の中で分かりやすく明記すべきだという御意見をいただいています。この点につきましては、今後、答申案の作成の過程において部会で検討してまいりたいと思います。

第1回の部会の大きな審議すべき点はそこに尽きているわけですけれども、そのほか審議事項について意見交換のような形で幾つか議論がございましたので、こちらについても併せて紹介をさせていただきます。

2点ほどあるのですけれども、まずは経済構造統計とビジネスサーベイとの関係です。ビジネスサーベイに関しては、基本計画で一定の定義は示されているのですけれども、具体的なイメージが共有されていないことから、これで決定というわけではないのですけれども、一種の例示が資料1の別紙2、2枚めくつていただく形になりますけれども、こちらに事務局からビジネスサーベイというのはこのようなものをイメージすればいいのではないかということで、例示的に図を作っていただいております。

ただ、このビジネスサーベイ、まだ議論が進行中であるという面があります。例えばSUTの議論に関しても現在進行形で、これが最終的にどのような形になるかは決まっておりませんので、このイメージ図に縛られずに、このようなビジネスサーベイのイメージはまだ固められないことではあるのですけれども、さりながらビジネスサーベイに情報を提供するということが経済構造統計の重要な役割の一つなので、このようなものを意識しながら議論を進めていこう、いくべきであるという意見が一つございました。

もう1点は、この経済構造統計の在り方についても意見交換をして、例えば地域別の推計の在り方や経済センサス・活動調査との関係についてもいろいろと御指摘がありました。これらの点に関しては、今後議論が行われます「基幹統計調査」の方で、何をどのようにして経済構造統計を作っていくのか、特に集計事項については密接に関わりますので、そのような具体的な議論は今後していった方がいいのではないかという御指摘もありました。その御指摘に関しては、今後の部会で引き続き議論をするという形で整理をさせていただきました。

部会の審議状況については以上で報告が終わりです。

最後に、今後の予定ですけれども、基幹統計の再編についての「その1」に関しては基本的に第1回の部会で審議を終えましたので、資料の（注1）に記載しておりますけれども、4月26日以降の部会では統計調査を、本日これから行われる「その2」の諮問を受けて、基幹統計調査の計画について審議を重ねていく予定です。

答申案につきましては、7月に開催される統計委員会で「その1」「その2」両方併せて報告をする予定であります。

説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。部会でも意見交換が行われた「ビジネスサーベイ」という言葉についてですが、これは実は私が提唱した張本人でして、少し説明をしたいと思います。

ビジネスサーベイというこの言い方は、統計改革の議論の中で、実は意味合いが変わってきました。当初、私が実際に考えたのは、去年の1月にイギリスに行っていろいろと調査をした時ですが、その時はどちらかというと今回の諮問対象となっている経済構造統計に近いイメージでした。その後で、SUT体系の移行という長期にわたるプロジェクトが現実を帯びる形になってきて、その中で配布されたイメージ図にありますように、ビジネスサーベイ自体は特定の調査や統計を指すものではなくて、SUTを作成するために一番大きな形でビジネスのアクティビティーを捉える、そのような大きな枠組みの中で必要な情報を集める、そういう枠組みという位置付けに変わってきたというのが実際のところです。

そういった意味で、ビジネスサーベイと言うと特定の調査を意味するようにもとられてしまう嫌いがあるのは正にそのとおりで、もともとそういうつもりで作ったものですから、それがこのように大きくとらえるという形になりましたので、これ自体もまだ煮詰まっていない言い方ですが、私は例えばビジネスサーベイ・フレームワークというような名称、フレームワークという形で表現をしたらどうかと思っております。

その意味で、ビジネスサーベイ・フレームワークという内容が、ＳＵＴがどのような情報が必要としているかということの明確化によって、今度は逆にまたはつきりしていくという形になっていくと思いますし、それを念頭に入れて、もっと良い名称があれば、私はこれにこだわっているわけではありませんので、いろいろな御意見があれば、それに従つて改めることも考えたいと思っております。

この統計改革は、現在進行形ですっと続いていきますので、フィードバック制御ではありませんけれど、その時に応じて、いろいろな問題に対して対処していくという形で進めていきたいと思っております。

この件も含めて、何かこちらについて御意見等ございますか。どうぞ。

○関根委員 このタイミングがいいのかどうか、全体の流れがまだよく分かっていないところもあるのですが、質問ということでさせていただければと思います。

ビジネスサーベイと言うのか、経済構造統計と言うのか、経済構造実態調査と言うのか、いろいろ名前がありますけれども、このようなものを整備していく中で、昨年いろいろと検討されている時に、肝になるのはまず、母集団情報の整備であるということは認識が一致していたかと思います。

以前質問したことがあるのですが、まずその件に関して1、2点、質問させていただきたいと思います。まず母集団情報ということでいきますと、事業所母集団データベースが今どのような整備状況にあるのか。あれは確かに行政記録情報等を使って更に整備を進めしていくことで御説明を賜っていたと思うのですが、こちらが今どのような状況にあるのかを差し支えない範囲で御説明いただければということが1つです。

私が昨年言っていたのは、そういったデータベースの整備は、全てを進めるには結構時間がかかってしまうので、ただその途中でも分かったものがあれば、今、整備が進もうとしているこの経済構造実態調査等に速やかに反映していく方がいいのではないかという趣旨の発言をしていたのですけれども、そのようなことに対して、今、どのような方針でいらっしゃるのかということについて質問させていただければと思う次第であります。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。これについて、お願ひします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それではお答えいたします。ただ今、御指摘のありました事業所母集団データベースの整備は、後ほど諮問いたします経済センサス・基礎調査の在り方にも関わってくる部分でございます。御指摘のように現時点での法人番号情報等との突合状況であるなどといったことも含めて、諮問審議の中や部会の中で御説明いただいて、その結果を本委員会においても報告させていただくという段取りで考えてございます。経済センサス・活動調査も含めまして、全ての調査において母集団情報の整備が重要な観点でございますので、経済センサス・基礎調査におきましては、御指摘にあるようなかい離の是正を少しでも図っていくことで、取組を進めていただく予定です。

私からは以上でございます。

○西村委員長 もう少し踏み込んでもよかったですのではないかという気がしますけれども。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 「その2」については諮問前ですでの、調査に係る方針や計画内容については、若干申し上げにくいタイミングということを御理解いただければと思います。

○西村委員長 「その2」の諮問がなされれば明確になりますが、正に今、関根委員がおっしゃった方向に向かっているというのは私の考えです。随分、そのような意味で、積極的な態度がはっきり出てきたと私は見てています。

ただし、それでも結構大きな問題が残ってきますので、それを今度「その2」のところでもう一度きちんと議論していただきたいと思っております。具体的には実査のところで実際のカウンティングのところが非常に難しくなってきているということはどうしても事実ですので、それに対してもいろいろな試みもされていますから、そちらも含めて「その2」のところで改めて検討していただきたいと思います。

具体的には、正にそちらの方向に進んでいるということでございます。

ほかにいかがでしょうか。

では続きまして、中間年における経済構造の整備（その2）として基幹統計調査の再編について、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 総務省政策統括官室の澤村でございます。今回は非常に大部な資料になっておりますので、クリップ留めを外していただきまして、一番上の資料2-1を中心に、先ほど部会報告にございました「その1」に続く中間年における経済構造統計の整備の「その2」の諮問内容を説明させていただきます。

下のスライドで赤枠部分にございますとおり、今回「その2」の諮問は、拡充される中間年の経済構造統計の下で、府省の枠を超えた基幹統計調査の発展的統合・再編、調査方法等の見直しを主な内容とするものです。

具体的にはここにございますように、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査という両基幹統計調査に加えまして、一般統計調査でございますサービス産業動向調査を統合・再編いたしまして、仮称となります「経済構造実態調査」を創設しまして、平成31年度から調査を開始する予定でございます。

工業統計調査につきましては、調査実施者、調査目的を見直した上で、同じく平成31年から経済構造実態調査と同時・一体的に実施する計画でございます。

また、経済センサス・基礎調査については、従来一時点で網羅的に全国の企業・事業所における基礎的な情報を把握するという調査方法から、平成31年6月以降、10か月間に全国全ての企業・事業所の存廃状況等を順次確認するという方法に変更することなどを計画しています。

資料をおめくりいただきまして、スライド2は既に御審議をいただいた「その1」の諮問に基づく基幹統計の再編と、今回の諮問対象となる基幹統計調査の関係を再整理したものでございます。現在、ほぼ一対一対応となっている基幹統計と、基幹統計調査の関係は、経済構造統計の下で5年に1回実施される経済センサス・活動調査と、その中間年に実施される経済センサス・基礎調査、工業統計調査及び経済構造実態調査に発展的に統合・再編され、経済統計の体系整備の具体化、実現を図ることとなります。

下のスライド3は、今回の再編による調査対象範囲の変化を表したものでございます。現在は全産業を網羅的に調査対象としている経済センサス・基礎調査を除きまして、第三次産業部分の中間年における基幹統計調査は、中間年に1回実施される商業統計調査と一部のサービス産業を対象に毎年実施される特定サービス産業実態調査の対象範囲に限られてございます。

今回の発展的な統合・再編によりまして、第三次産業をほぼ網羅したデータを中間年の毎年提供することが可能となり、製造業を含めましてGDPの9割以上を占める経済動向の大宗を把握することが可能となります。これは中間年における経済構造統計にふさわしいものと考えているところです。

なお、製造業部分では、一部外形的な重複も発生する部分もございます。それを同時・一体的に実施することによりまして、報告者負担の軽減を図る計画と聞いております。

次のページ、スライド4及び5では、今回の主な変更内容等を説明させていただきます。まず、経済センサス・基礎調査につきましては、冒頭申し上げましたように、一時点での網羅的に把握するという調査方法から、10か月間に、先ほど御指摘ございました法人番号情報等から得られる情報を加味した、全ての事業所・企業の存廃状況等を外観から順次確認することを中心とした調査方法に変更されます。またその際、新規事業所を把握した場合には、平成28年経済センサス・活動調査の事業所調査票に準じた調査票を使用しまして、基礎的な情報を把握することとしております。

これによりまして、先ほど関根委員から御指摘ございましたデータベースの整備拡充、それから法人企業統計調査等の母集団情報とのかい離を少しでも埋めていくことを実態に即しながら進めていくことになっています。

なお、スライド5の調査対象範囲に記載しておりますように、国及び地方公共団体の公的事業所につきましては、毎年基礎的な情報を把握、提供するという計画でございます。これによりまして、事業所母集団データベースの年次フレームに公的事業所分も拡充を図りまして、毎月勤労統計調査などの公的な事業所を対象とする統計情報の母集団情報の充実も併せて図っていくこととしております。

次に工業統計調査でございます。工業統計調査につきましては、スライド4にござりますように、引き続き事業所を対象に調査を実施することとし、その調査事項、対象範囲、調査方法等に特段の変更はございませんが、調査実施者を総務省と経済産業省の共管とするとともに、調査目的に「中間年における経済構造統計の作成」を明記した上で、平成31年から経済構造実態調査と同時・一体的に実施することとしております。

最後に経済構造実態調査、新たに創設される調査でございます。これにつきましては、先ほど御覧いただきましたように、製造業から第三次産業全般を調査対象範囲としまして、平成31年以降、中間年の毎年実施するという計画になってございます。また、結果の安定性や報告者負担の軽減等を考慮しまして、甲調査は産業分類ごとに、上位から8割の売上高を占める企業の全数を対象にした企業対象の調査が基本となります。従来の特定サービス産業実態調査という部分の乙調査の対象は事業所としまして、結果の利活用面も考慮し、継続して調査対象とする計画でございます。

④にございますように、報告者負担の増加抑制に関しましては、次ページのスライド6とメインテーブルの方に配布されている経済構造実態調査甲調査票も御参照いただきながら説明させていただきます。

スライド6にございますように、経済構造実態調査は三層構造の調査となっています。まず、一番外縁部の①のとおり、日本標準産業分類の大分類・中分類・小分類ごとに売上高のトップの企業から8割に達するまでの企業、現時点では約20万社と聞いていますが、その20万社の全数を対象といたします。

お手元の経済構造実態調査甲調査票の1枚目を御覧ください。開いていただきますと、この調査票の1枚目の部分でございますが、当該企業の概要という部分に、1から3の部分に加えまして、5で企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目、そして8、右ページの右側にありますが、企業全体の事業活動別の売上（収入）金額等を把握する計画でございます。これに加えまして、卸小売業の企業につきましては、右側の下にございます緑の部分、従来の商業統計の部分でございますが、商品手持額、商品仕入額等を把握する計画でございます。

なお、このうち、企業概要に加えまして、6の企業全体の主な事業の内容や、7の企業全体の事業活動の内容につきましては、可能な限り、平成28年の経済センサス・活動調査の結果を基にプレプリントいたしまして、報告者の方の記入の負担を軽減する、つまり数値部分を御記入いただくことを基本に考えております。プレプリントですので、変更等ございましたら当然、その部分は訂正していただくことにもなります。

次に1枚おめくりいただきまして、2枚目の部分でございます。この2枚目は20万企業全てに書いていただくものではなく、20万企業のうち、売上高の上位5割までの企業約3万社に限定しまして、企業全体の事業内訳別の費用割合と、そのうち主な事業活動の項目別内訳額を把握する計画となっております。なお、この右側の主な事業活動の項目別内訳額の主な費用項目につきましては、事業活動ごとにカスタマイズして費用項目を設定するという形で、それぞれの事業活動に応じた費用項目を、負担をなるべく少なくする形で把握する予定でございます。

なお、資料にはございませんが、これら8割の企業を対象としました調査事項の結果については、経済センサス・基礎調査で把握した事業所の存廃情報等も加味しながら、全体の売上高などを推計公表する計画となっています。

おめくりいただきまして、最後、調査票の3枚目でございます。20万企業、3万企業と絞り込まれていたわけですが、有価証券報告書の提出が義務付けられているような大企業約3,000社につきましては、傘下事業所の事業活動や売上総額、それから卸小売業の方につきましては、併せて販売金額や売場面積等を記載していただくことになってございます。

このように、対象によって必要なデータを把握しつつ記入対象を限定していくことによりまして、報告者負担の抑制を図っているところでございます。

また先ほども申しましたように、8割の企業を対象にした調査事項の結果を全体推計するということで、正に中間年における経済構造統計の作成に欠かせない中核的な統計調査と位置付けられるものと考えてございます。

調査計画の概要等の説明は以上でございます。

最後に資料2-1のスライド7を御覧ください。ここでは、今回の諮問に当たりまして、想定される主な論点を整理しております。

まず経済センサス・基礎調査でございます。これに関しましては大きく4点想定しております。

まず今回、変更後のローリング方式の調査というものと、従来から事業所母集団データベース整備事業の一環として実施している郵送による確認業務との関係を整理した上で、本調査の必要性等を御確認していただきたいと考えてございます。

2点目は第Ⅲ期基本計画に掲げられております、先ほど関根委員からも御指摘がありました法人番号情報等を活用した法人企業数のかい離是正等に、どのように取り組むのかという確認でございます。これは事業所母集団データベースの整備という観点からも、非常に重要な論点と考えているところです。

3点目です。今回のローリング方式により、調査員が外観から存廃状況を確認する方法が中心として採用されておりますが、個人宅が法人所在地となっているような場合、外観のみから把握可能か、また、地方公共団体の皆様や統計調査員の皆様の業務負担、その業務が円滑に回るかというような、調査方法、調査期間との合理性を確認していただくというものでございます。

4点目は、今回10か月という時間差をもって、存廃状況、それから新たに把握したところの情報が把握されるわけでございます。その結果をどのように集計し、また経済構造統計全体の集計に生かしていくのか、先ほど申し上げたように経済構造実態調査等の集計にどのように生かされていくのかという確認も必要かと考えています。

工業統計調査及び経済構造実態調査につきましては、共通で2点、それから実態調査単独で4点、計6点の論点を想定してございます。

共通的にはまず製造業の部分において、どのような役割分担の下で中間年における経済統計の作成に必要なデータを作成・把握するのか、また、両調査が同時・一体的に実施される中、工業統計調査を担当する地方公共団体や統計調査員の皆様の業務が円滑に行われるのかなど、具体的に御確認いただくことを想定しています。

また、経済構造実態調査につきましては、新たに創設される基幹統計調査でございますので、調査対象範囲の合理性や、調査事項の必要性、適切性、また報告者となる大企業を中心とした企業負担抑制の取組、更には集計など、調査計画全般の確認をお願いしたいと考えているところでございます。

今回、手続上は、新規2、変更1、中止2ということで、計5つの基幹統計調査について一括して諮問するというかつてない大規模なものとなりますので、説明も少々長くなりましたが、概略は以上のとおりでございます。本統計委員会における御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。本件についても諮問「その1」と同様、引き続き産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会に付託し、詳細については、その

合同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の質問、あるいは御意見等ござりますか。

○関根委員 単なる確認ですが、本当に小さいことですので。今の御説明で非常によく分かりました。タイミングを間違って質問してしまって申し訳ございません。

ただその上で非常に細かい質問ですけれど、今、御説明いただいたところでいきますと、経済構造実態調査が平成31年から、工業統計調査についても平成31年から、経済センサス - 基礎調査が平成31年から10か月で行われるということになりますと、1回目の経済構造実態調査や工業統計調査の名簿情報はどこから取ってくるのでしょうかという素朴な疑問です。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 お答えいたします。基本的には既存の事業所母集団データベースをベースに進めるということを考えてございます。ただ、もちろんデータベースもいろいろとチェックをしながら日々更新をしているところもございますので、どの時点のものをどのように使うかは検討しながら進めてまいりたいと思っています。

○西村委員長 これは先ほどの件とも絡むのですが、データベースそのものがある意味変わっていく形になるので、どこでやるかというのは結構難しい問題です。それに、できるだけ新しい情報を入れたいということもありますけれど、一方で廃業になっているものもありますので、そういうものとの兼ね合いをどうするかということは実際上、諮問の後の審議の中で考えていただくという形にするのが多分一番いいのではないかと思います。結構微妙なところですので、実際のビジネスの方の御意見も考えながら、一番いい方法はないかということを考えていきたいと思います。

それから先ほどましたが、経済センサス - 基礎調査は、外観から確認するという形で行うのですけれども、それではどうしても十分でないものに対してはどうするかというような個別具体的な問題が多分提示されると思いますので、それを考えていく形になると思います。

どうぞ、野呂委員。

○野呂委員 御説明には直接はなかったですけれども、6ページのベン図のようなところの③の部分が大企業のプロファイリング活動の対象になるのではないかと思っているのですけれども、プロファイリングにつきまして、どのような方がどのようにやるかというのは、統計精度向上の点でも、あるいは報告者負担軽減の点でも重要ではないかと思います。プロファイリング活動の在り方などについては、合同部会で検討するのでしょうか。プロファイリングについての検討の場、時期などは教えていただけましたら、報告者側でも準備、検討したいと思っております。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 プロファイリング活動につきましては、現在のところ独立行政法人統計センターを中心に実施していただくことを想定しておりますが、それには必要な統計センター法の改正という部分がございますので、具体的な動きはその統計センター法の改正以降になろうかと思います。ただし、今回の諮問審議の中では、具体にプロファイリング活動により、どのようなことをやろうとしているのかなどは、可能な限り説明いただいて、審議していただきたいと考えています。

一方で当然、個々の企業との関係も重要になってまいりますので、そこは経団連等とも協力しながら個々の企業へのアプローチの仕方等は別途また考えていただきたいとも考えているところです。

以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございました。プロファイリング活動は、個別具体的な話になりますので、それに応じて対応していくという形になると思います。部会としてはあまり個別具体的なことはできませんので、一般的な話の中で、しかし個別具体的なところを想定しながら進める形になると思います。

ただ、これは非常に重要な点なのですが、プロファイリングに関して言うならば、これは、いろいろな意味で負担の軽減になりますし、データの正確性を高めることにもなりますので、これは積極的にやっていきたい。ただし法律が通っていないという状況がありまして、これ以上言ってはいけないのだと思いますけれども、そのような状況があります。不透明なところがありますが、基本的にはもう大体そのようにいくということを想定して、その下でいろいろ動かしていく形になると思います。

ほかにいかがでしょうか。

では複数の統計調査に係る一括的な諮問ということで、非常に多岐にわたる事項ですが、構成員の皆様におかれましてはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の議事に移ります。

資料3－1にあるとおり専門委員について、4月1日付で1名が、本日4月20日付で4名が任命されております。統計委員会令第1条第2項の規定により、部会に属すべき専門委員は委員長が指名するとされておりますので、各専門委員の所属を資料3－2のとおり指名させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは次の議事に移ります。

その他としては、本日は2件の報告がございます。まず統計委員会部会設置内規について、事務局から説明をお願いします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 それでは資料4、1枚紙を御覧ください。

3月6日に閣議決定いたしました基本計画においては、統計委員会で統計棚卸しという活動を実施するとされております。その実施する部会について、「統計業務プロセス部会」という名称でその設置を提案させていただきます。

その所掌事務は、表の3行目に記載してあるとおり、法律の施行の状況に関する事項のうち、公的業務の業務プロセスの改善に関する事項として活動をするということを提案させていただきます。

私からは以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。それでは何かございましたら御発言をお願いいたします。

棚卸しというのはさすがに直接的過ぎるということで、統計業務プロセスの改革というこのような形にいたしました。

それでは統計委員会部会設置内規についてお諮りしたいと思いますが、案のとおりということでおよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 ありがとうございました。それでは、案のとおり決定させていただきます。この統計業務プロセスに所属する委員についてです。統計委員会令第1条第2項の規定により、部会に所属すべき委員は委員長が指名するとされておりますので、次回以降の統計委員会で私から指名させていただきます。

なお委員の皆様の御負担も勘案いたしまして、その他の部会の構成員につきましても、併せて変更をお願いするかもしれませんので、どうかよろしくお願ひいたします。

今後、今回の改正にとどまらず、統計改革を推進するに当たり、その他の部会の設置等の対応も順次必要になってくると思いますので、引き続き私から部会構成の変更等について提案をさせていただくことを考えております。こちらもどうぞよろしくお願ひいたします。

最後に、新年度を迎えて、本委員会の答申を踏まえて、閣議決定された第Ⅲ期基本計画がスタートいたしました。この基本計画に基づき、統計改革の実現に向けて、府省一体となった取組を進めていただきますとともに、統計委員会としてもこの取組状況をきちんとフォローアップしたいと思っております。

その一環として、本日は基本計画の審議において、注視することと整理されました「障害者統計の充実」について、国連統計委員会でも議論があったと聞いておりますので、総務省からその説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○槙田総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計管理官 国際統計管理官の槙田と申します。よろしくお願ひします。

お手元、資料5の障害統計に関する議論（国連統計委員会第49回会合から）について御説明します。

この国連統計委員会は、国連の経済社会理事会のもとにある機能委員会であり、各国の国家統計機関の代表が一堂に会する場であります。我が国も毎年参加しています。第49回を数える今回の会合は、3月にニューヨークで行われ、お手元の資料の府省が出席しています。ちなみに、国連統計委員会の今回の日本代表は、当時の総務省統計研究研修所の會田雅人所長だったのですが、會田所長は今回の国連統計委員会の役員5名のうち、アジアの役員として選出され、副議長の役を務めています。

この国連統計委員会で、今回も20近くの審議項目があったのですが、その中の一つに障害統計、ディサビリティ・スタティスティクスがありました。これは、国連統計委員会の2016年会合以来の障害統計に関する報告が提出されたものであり、障害統計に係る各種会合の主要な結果や、障害統計に関する活動が示されました。これらは、国連統計部が行っていたり、あるいは国連の地域委員会、世界保健機構や、障害統計に関して各国の自発的なボランタリーな集まりであるワシントングループが行っていたりするものもあります。

この議題に関する議論の結果、採択された結論を記載しております。まず1点目、障害の有無を統計として調べるためにどのような質問項目を用いるべきかについて、3つの手段が出されました。

「ワシントングループの質問セット」、「WHO／世界銀行の障害調査」、そしてその他各国の手段。これらのいずれかを使おうということであり、手段は一つだけではありません。

2点目、国連は「障害統計に関するガイドライン及び原則」を2001年に作っており、これを改定するための専門家グループを設立することを承認しました。

3点目、世界的にはおおむね障害統計の整備は進んでいるのだが、各国によって整備状況にはまだ大きな差があることに留意して、国連統計部が各国の事例の情報を収集、編集及び分析するよう求めるものです。

4点目、各国においても、それぞれの国の障害統計のデータニーズに応じて、適切に障害を測定するためのツールを選択しましょうというものです。

最後、5点目は、障害統計に関して各国の能力構築のために共同作業をしよう、ということを、障害統計に係る国際機関や地域の機関に対して依頼をするものであります。

今後このように採択された結論に基づいて、我が国でも国連統計委員会などに対して必要な対応が求められることになるものと思われます。

私からは以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。ただ今の説明や御発言にもありましたように、障害者統計につきましては国際的にも様々な動きがあり、統一的な基準がまだ合意できているというわけではないようです。

一方で様々な動きがあることは、国際的にも重要な課題ということの証左であります。このため、総務省を中心として、関係府省にも協力してもらいまして、国際的な動向や諸外国における障害者関連の統計調査の実施状況等を把握していただきまして、適宜委員会に報告をお願いしたいと思っております。その情報を踏まえて、障害者統計の充実に向けてしっかりと議論していきたいと思います。

このような方向で考えておりますが、よろしいでしょうか。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 人口や家族などに関連いたしますので、今の方針でいいと思うのですけれども、重ねてお願いしたいのは、今ありましたように基本的にＵＮＤＰというかＵＮで中心になってというような形での動きだと思うのですけれども、本当にヨーロッパの中でもそうですが、アメリカとヨーロッパの中での統計上の取扱いの仕方、それと言葉遣いもディスアビリティー・スタティスティクスという形ですけれども、インペアメントという形もありますし、よく議論されるのはファンクションというか、その機能別にどうなっているかといったように中身がかなり多岐にわたるものでありますので、そのあたりのことをまず基本情報として収集していただけると、基本計画の中でも非常に重要なことは言及しているとおりですので、そのあたりはどうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

○西村委員長 了解いたしました。今の点は非常に重要な点で、まずは定義というか言葉遣いといいますか、それで共通のところがないと、統計は共通の言葉ですから、そのようなところをきちんと把握することが必要で、そのときに世界的な共通理解とすればまた大きな問題が生じますので、そういうものを含めて早急に、しかし慎重に、いろいろなデータの収集、そして先ほど言った、我々の見方からしての評価というようなものを、総務省を中心とした事務局側でいろいろ調べていただいて、報告していただきたいと思います。

ではこの方向でよろしいと賛同いただきましたということで、引き続きよろしくお願ひいたします。

本日用意しました議題は以上です。

次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、5月25日金曜日の午前に開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第121回統計委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。